

II 統 計 表

用語の解説

表5～表10中「平成23年4月分平均支給額」欄の給与種目の内容は、次のとおりである。

「きまつて支給する給与」

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

「時間外手当」

きまつて支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

「通勤手当」

きまつて支給する給与に含まれ、通勤定期券、ガソリン代などの現物支給されたものを含めたものをいう。

利 用 上 の 注 意

- (1) 本年の調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除いて実施したため、各統計表に当該3県のデータは含まれていない。
- (2) 年齢は平成23年4月1日現在である。
- (3) 各給与種目の給与額は、4月分の給与月額である。なお、調査日において、春季給与改定によるそ及改定分が支払済みのときは、その分は含まれているが、支払が遅れた一部の事業所の改定分は含まれていない。
- (4) 初任給月額は、4月分のきまつて支給する給与の支給総額から超過勤務手当、家族手当、通勤手当等、特定の者のみに支給される給与を除いた額である（一律に支給される給与は含まれている。）。
- (5) 「2 職種別平均支給額」(表5～表10)には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。
- (6) 表2～表10中(表4を除く。)「-」は、該当従業員のないことを示し、「*」は、初任給関係は調査事業所10所以下、職種別平均支給額関係は調査実人員20人以下であることを示す。「x」は、表2及び表3では調査事業所が1所、表5～表10では、調査実人員が1人であることを示す。

(7) 表6～表10中「△」は第1四分位を、「◎」は中位を、「▽」は第3四分位を示し、「※」は分位が重複することを示す。

(8) 表1、表11～表21では、次のウエイトを用いて母集団に復元し算出した。

「従業員数ウエイト」

「母集団事業所の総従業員数」を「回答した事業所の総従業員数」で除した値をいう。

「本店事業所数ウエイト」

「母集団本店数」を「回答した本店事業所数」で除した値をいう。